

第 1 審議会の結論

- 1 公立大学法人名古屋市立大学（以下「実施機関」という。）の行った非開示決定のうち、別表に掲げる「非開示とすべき情報」の部分を非開示とした決定は、妥当であるが、その他の部分を非開示とした決定は妥当でないので、開示すべきである。
- 2 実施機関の非開示決定について、第 3 回調査委員会の会議次第（以下「第 3 回会議次第」という。）を異議申立人の開示請求に係る保有個人情報として追加特定し、改めて、開示決定をすべきである。
- 3 実施機関の非開示決定について、関係者が提出した資料を異議申立人の開示請求に係る保有個人情報として追加特定し、改めて、非開示決定をすべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成23年 6月10日、異議申立人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、平成〇年〇月〇日に異議申立人が提出した「名古屋市立大学ハラスメント相談」（以下「本件ハラスメント相談」という。）に係る公文書等経緯の分かる文書の全て、特に調査委員会及びハラスメント審査会の開催年月日、議事録等の開催状況の分かるもの及び調査委員の聴取年月日等を含め、活動状況・内容の分かるもの（以下「本件請求情報」という。）の個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 同月24日、実施機関は、本件開示請求に対して、次のとおり非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
 - (1) 特定した保有個人情報
 - ア ハラスメント審査会（平成〇年〇月〇日開催）の資料（以下「審査会資料①」という。）
 - イ 第 1 回調査委員会（平成〇年〇月〇日開催）の資料（以下「第 1 回調査委員会資料」という。）
 - ウ 第 1 回調査委員会の議事録（以下「第 1 回議事録」という。）
 - エ 第 2 回調査委員会（平成〇年〇月〇日開催）の資料（以下「第 2 回調

- 査委員会資料」という。)
- オ 第 4回調査委員会（平成〇年〇月〇日開催）の資料（以下「第 4回調査委員会資料」という。)
- カ 第 5回調査委員会（平成〇年〇月〇日開催）の資料（以下「第 5回調査委員会資料」という。)
- キ 第 6回調査委員会（平成〇年〇月〇日開催）の資料（以下「第 6回調査委員会資料」という。)
- ク ハラスメント審査会（平成〇年〇月〇日開催）の資料（以下「審査会資料②」という。)
- ケ ハラスメントの申立てに対する審議結果等について（平成〇年〇月〇日付け申立人宛て通知決裁。以下「審議結果通知決裁」という。)

(2) 非開示事由

ア 条例第20条第 1項第 6号に該当

上記 (1)アからケまでの文書（以下「本件行政文書」という。）は、実施機関内部の審議又は検討に関する情報であって、当該情報を開示することにより、今後の同種の審議又は検討における率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。

イ 条例第20条第 1項第 3号に該当

本件行政文書のうち、開示請求者以外の者の氏名及び開示請求者以外の者が特定できる情報は、上記アの理由に加えて、開示請求者以外の者の個人情報であって、当該情報を開示することにより、開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるため。

ウ 条例第20条第 1項第 8号に該当

本件行政文書のうち、開示請求者以外の者の事情聴取に関する情報は、上記ア及び同イの理由に加えて、開示請求者以外の者が実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供した情報であるため。

- 3 同年 8月 9日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 「市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与することを目的とする」と条例第 1条に規定しており、本件ハラスメント相談に係る文書及びメール等は全て開示すべきである。特に公務員とみなされる委員の議事録は、中立性の観点から開示義務がある。

- (2) ハラスメント相談は、早急に双方から事情聴取をし、事実の突き合わせが必要であるにもかかわらず、申立てから 6ヶ月を経過した平成〇年〇月開催の第 5回調査委員会以前に、加害者に対する事情聴取が行われていないことは、当時の名古屋市立大学事務局総務課人事係長の言質から判明している。調査の前提である事実の突き合わせがされていない限り、中立公正な調査が行われていたとはいえず、不正な調査を隠ぺいするための言い訳として非開示の弁明が述べられている。

- (3) 同年 8月 8日付けで本件異議申立てをしたにもかかわらず、弁明意見書に異議申立ての提起日は同月 9日付けと記載されている。また、本件ハラスメント相談の申立日も平成〇年〇月〇日付けであるにもかかわらず、平成〇年〇月〇日付け「ハラスメントの申立てに対する審議結果等について（通知）」（以下「審議結果通知」という。）では平成〇年〇月〇日付けとなっている。このように、名古屋市立大学事務局総務課（以下「総務課」という。）で作成された文書は極めてずさんである。したがって、全てのハラスメント審査会及び調査委員会の資料も適正であったのかが極めて疑わしい。

- (4) 実施機関は、本件行政文書が条例第20条第 1項第 3号に該当すると述べているが、ハラスメントの申立人及び加害者の聴取は事実の突合せのためのものであるため、当事者間においては双方の言い分を理解する必要がある。したがって、本来、双方に知らしめる必要があるものであり、当該当事者の正当な権利利益を害するおそれはない。
また、調査及び審議の過程は、公務員とみなされる者が実施しているので、コンプライアンス上からも開示されるのは当然である。

- (5) 実施機関は、本件行政文書が条例第20条第 1項第 6号に該当すると述べ

ているが、そもそも中立性が不当に損なわれた調査及び審議であったため、今後の同種の審議又は検討に何ら影響を与えるものではない。逆に、開示することが適正化の一助となり、今後の同種の審議又は検討の公正中立化に貢献するものである。

(6) 実施機関は、追加の弁明意見書において、本件行政文書が条例第20条第1項第7号に該当すると述べているが、そもそも、中立性が不当に損なわれた調査及び審議であったため、不正な調査を隠蔽するための言い訳にすぎない。

(7) 実施機関は、本件行政文書が条例第20条第1項第8号に該当すると述べているが、申立人の健康回復及び将来の相談者被害を防ぐための公共の安全と秩序の維持に寄与するために、開示することが必要である。

第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 ハラスメント対策は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第1項及び労働契約法（平成19年法律第128号）第5条に基づき、事業主が労働者の安全・良好な職場環境の維持確保の責務を果たすために講ずべき措置である。また、すべての事業主に適用されることであり、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）3(4)イの規定により、相談への対応等に当たっては相談者、行為者とされる者及び相談内容に関係する者（以下「相談者・行為者等」という。）のプライバシーの保護について必要な措置を講ずるよう求められている。

2 本件行政文書の一部でも開示すると、今後のハラスメント対策に係る活動において、相談者・行為者等の理解及び協力が得られにくくなり、ハラスメント審査会及び調査委員会での公正な調査及び意思決定に支障を及ぼすおそれがある。さらに、開示されることによって起こり得る外部からの圧力等をハラスメント審査会及び調査委員会の委員が危惧し、ハラスメント審査会及び調査委員会における率直な意見交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

また、法令等の趣旨を考慮すれば、公務員とみなされる委員によって構成される調査委員会の議事録といえども、中立性の観点による開示義務はなく、

むしろ保護されるべき情報である。

したがって、本件行政文書については、条例第20条第 1項第 6号に該当する。

- 3 ハラスメントの問題解決にあたっては、相談者・行為者等の協力が必要不可欠であるため、相談者・行為者等の証言を得るにあたり、証言した内容については一切公表しないことを約束した上で協力を求め、事情聴取をしている。

したがって、本件行政文書のうち、事情聴取に関する情報については、条例第20条第 1項第 8号にも該当する。

- 4 本件ハラスメント相談における実施機関の職員を除いた相談者・行為者等のうち、開示請求者以外の者の氏名及びその者が特定できる部分については、その者の個人情報であって、当該情報を開示することにより、その者の正当な権利利益を害するおそれがあるため、条例第20条第 1項第 3号に該当する。

- 5 本件行政文書の一部でも開示すると、今後のハラスメント対策に係る活動において、相談者・行為者等の理解及び協力が得られにくくなり、ハラスメント審査会及び調査委員会での公正な調査及び意思決定に支障を及ぼすおそれがある。さらに、開示されることによって起こり得る外部からの圧力等をハラスメント審査会及び調査委員会の委員が危惧し、ハラスメント審査会及び調査委員会における率直な意見交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

したがって、本件行政文書については、条例第20条第 1項第 7号に該当する。

第 5 審議会の判断

1 争点

以下の 2点が争点となっている。

- (1) 異議申立人が開示を請求している保有個人情報、本件請求情報であり、本件行政文書以外に対象となる保有個人情報が存在するか否か。
- (2) 本件行政文書が条例第20条第 1項第 3号、第 6号、第 7号及び第 8号に該当するか否か。

2 条例の趣旨等

条例の目的は、第 1条に規定しているように市民の基本的人権の保護及び

市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与しようとするものである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報、開示が原則とされている。

しかし、開示請求の対象となる個人情報の中には、法令又は条例の規定で本人に開示をすることができないと明示している情報や、社会通念上本人に開示をすべきでないもの、開示をすることにより他者の正当な権利利益を侵害したり、あるいは行政の公正又は円滑な運営が阻害されたりするものなど、本人であっても、例外的に非開示とせざるを得ないものがある。

このため、立法者は、条例の制定に際し、制度の趣旨及び個人情報の開示の原則を定めるとともに、なお、例外的に非開示とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第20条第1項各号において非開示情報として具体的に類型化している。

この例外的な非開示情報については、個人情報開示の原則に照らし、できる限り制限的に解すべきであるが、個人情報の開示を請求する権利は、プライバシーの権利の保障の観点から、条例によって具体的に認められたものであることから、開示か非開示かは、条例の法文を解釈すれば足りる。

したがって、当審議会における具体的事案の審理に際しては、条例第20条第1項各号に該当するか否かが、条文の文言、趣旨及び目的に照らして判断されるべきものである。

3 開示しない理由の追加について

実施機関は、本件異議申立ての審議中に開示しない理由の追加を行ったが、当審議会としては、このような理由の追加が認められるか否かについては、次のとおり判断する。

条例が開示しない理由の付記を規定している理由は、実施機関の慎重かつ合理的な判断を確保するとともに、開示しない理由を処分相手方に知らせることにより、その不服申立てに便宜を与えるためであると解される。開示しない理由の付記が行政手続の一環として要求されているにもかかわらず、不服申立ての審議の段階になってから理由の追加や差替えを安易に認めることは、開示しない理由の付記の趣旨が没却され、信義に反する結果を招くおそれがある。

しかし、当審議会において、新たに追加された開示しない理由について審議することができないとすると、当審議会より答申を受けた実施機関がその新たな開示しない理由により再び非開示決定を行う可能性も否定できず、本件異議申立てに対する迅速な決定を妨げる事態が生じかねない。

また、実施機関は追加弁明意見書を当審議会に提出し、当審議会は異議申

立人に対して当該追加弁明意見書の写しを送付するとともにそれに対する反論の機会も与えた。

以上のことから、当審議会としては、追加された開示しない理由も含めて本件異議申立ての審議を行ったものである。

4 ハラスメント審査会及び調査委員会について

実施機関は、公立大学法人名古屋市立大学ハラスメント防止対策ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を定め、相談窓口やハラスメント対策委員のほか、ハラスメント審査会を設置している。

このハラスメント審査会は、ハラスメントに関する処分案を審議することとされている。また、ハラスメント審査会は、事例を調査し、必要によっては処分案などを検討させるため調査委員会を設置することができるとしている。

5 本件異議申立ての対象となる保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 実施機関が特定した保有個人情報について

ア 異議申立人が請求している保有個人情報は、本件ハラスメント相談に係る公文書等経緯の分かる文書の全て、特に調査委員会及びハラスメント審査会の開催年月日、議事録等の開催状況の分かるもの及び調査委員の聴取年月日等を含め、活動状況・内容の分かるものである。

イ 実施機関は、異議申立人に関する情報が直接的に記載されている頁を保有個人情報として特定し、当該保有個人情報がハラスメント審査会及び調査委員会の会議資料の一部であった場合には、異議申立人が特に、委員会等の開催状況、活動等が分かる行政文書を希望していることを考慮して、特定する保有個人情報の範囲を当該会議資料全体に拡大して、文書特定を行っている。

ウ 上記イの手順に基づき、実施機関が特定した本件行政文書には、いずれも、異議申立人に係る個人情報が記録されていることから、本件開示請求の対象となる保有個人情報に該当すると認められる。

(2) 第3回会議次第について

ア 実施機関は、第3回会議次第には異議申立人に係る個人情報が記載されていないことから、本件開示請求の対象となる保有個人情報に該当しないと主張している。

イ 確かに、第 3 回会議次第には、氏名等の記述等により、異議申立人を識別することができる情報は記載されていない。しかし、調査委員会は、本件ハラスメント相談のみについて調査を行っていることから、第 3 回会議次第は、異議申立人のハラスメントの申立てに係る調査過程の一連の文書であり、これのみを他の開催日の調査委員会会議次第及び資料と別異の取扱いをする必要はないと認められる。

ウ したがって、第 3 回会議次第は、異議申立人に係る保有個人情報に含まれ、本件開示請求の対象となる保有個人情報に該当すると認められる。

(3) 本件行政文書及び第 3 回会議次第以外の文書について

ア 当審議会が、本件行政文書及び第 3 回会議次第以外の本件ハラスメント相談に係る関連文書について調査したところ、会議の招集に係る文書（ガイドライン第 6 に基づく報告を含む。以下同じ。）及び関係者が提出した資料が存在することが判明したため、以下、これらが本件開示請求の対象となる保有個人情報に該当するか否か検討する。

イ 会議の招集に係る文書について

(ア) 実施機関は、ハラスメント審査会又は調査委員会の召集について、文書又は電子メール若しくは電話により行っている。

(イ) 上記 (ア) の通知文書又は電子メールの電子データは、会議の召集に係る事務連絡の通知であり、会議の構成員である委員宛ての文書である。したがって、これらの文書は、異議申立人のハラスメントの申立て事案を調査・審議するための会議に関連する文書であるとしても、異議申立人に係る個人情報が記載されている訳ではなく、また、会議の開催前に会議の日時、場所等を個別に通知したものにすぎない。

(ウ) したがって、会議の招集に係る文書は、本件開示請求の対象となる保有個人情報に該当しないと認められる。

ウ 関係者が提出した資料について

(ア) 調査委員会は、調査の過程で関係者から提出された資料を取得している。

(イ) 上記 (ア) の資料については、調査委員会が、本件ハラスメント相談に係る調査の一環として取得した文書であり、調査委員会の活動内容に関するものである。

(ウ) したがって、調査の過程で関係者から提出された資料は、異議申立人に係る保有個人情報に含まれ、本件開示請求の対象となる保有個人情報に該当すると認められる。

6 非開示事由該当性について

(1) 条例第20条第 1項第 8号該当性

当審議会は、以下の部分（以下これらを「関係者の事情聴取に関する情報」という。）が、条例第20条第 1項第 8号に該当するか否かを判断する。

また、実施機関は、上記 5 (3)ウで、本件開示請求の対象となる保有個人情報に該当すると判断した関係者が提出した資料についても同号に該当すると主張しているので、併せて検討する。

第 5回調査委員会資料	<ul style="list-style-type: none">・表紙のない調査結果報告書（案）における関係者の事情聴取、供述及びそれに関連する部分並びに別表中における関係者の供述等に関する部分・関係者の事情聴取記録
第 6回調査委員会資料	<ul style="list-style-type: none">・調査結果報告書（案）における関係者の事情聴取、供述及びそれに関連する部分並びに別表中における関係者の供述等に関する部分・関係資料における目次中の関係者に関する部分、関係者の事情聴取及び別表中における関係者の供述等に関する部分
審査会資料②	<ul style="list-style-type: none">・調査結果報告書における関係者の事情聴取、供述及びそれに関連する部分並びに別表中における関係者の供述等に関する部分・関係資料における目次中の関係者に関する部分、関係者の事情聴取及び別表中における関係者の供述等に関する部分

ア 本号は、第三者が、非開示を前提として実施機関に提出した情報を、実施機関が一方的に開示すると、情報を提供した個人の権利利益を害したり、法人等の活動に支障が生ずる場合があるため、第三者から任意に提供を受けた情報を開示することの利益と、情報提供者との信頼関係の

調整を図り、さらに当該情報の性質等に照らして、なお非開示とすべきものを定めたものである。

イ 本件ハラスメント相談に係る関係者の事情聴取に関する情報及び関係者が提出した資料（以下これらを「関係者情報」という。）については、調査委員会が、本件ハラスメント相談に係る調査の過程において、関係者から事情聴取を行った記録や関係者から提出を受けた文書である。

ウ 調査委員会における調査において、正確な事実の把握を行うには、関係者から事情聴取を行うことが不可欠であるとともに、法的な強制権限を持たない調査委員会が調査を行うにあたっては、関係者の任意の協力を必要とするものである。また、ハラスメントに係る調査の性質上、機微にわたる私的な情報を取り扱うものであり、関係者のプライバシーを尊重すべきものである。

エ したがって、調査委員会が調査を進めるにあたり、関係者に聴取した内容を一切公表しないと条件を付することは、調査の性質上、合理的であると認められる。また、関係者情報を開示すると、秘匿性の高い情報を提供した関係者の開示されないという期待と信頼を損なうため、開示されることによる異議申立人の利益を斟酌しても、当該関係者の権利利益を害するおそれがあると認められる。

オ 以上から、関係者情報は、条例第20条第 1項第 8号に該当すると認められる。

なお、実施機関は、関係者情報が、同項第 3号、第 6号及び第 7号にも該当すると主張しているが、これらについて重ねて判断する必要はない。

(2) 条例第20条第 1項第 3号該当性

実施機関は、関係者情報及び審議結果通知決裁のうち決裁用紙中の文書の送付先の情報（以下「送付先情報」という。）、決裁用紙下段の契印の印影（以下「本件契印」という。）並びに申立ての相手方宛ての審議結果通知（以下「相手方宛て審議結果通知」という。）が条例第20条第 1項第 3号に該当すると主張しているが、上記 (1) で述べたとおり、関係者情報については同項第 8号により非開示とすべきと判断したので、送付先情報、本件契印及び相手方宛て審議結果通知が、同項第 3号に該当するか否かを

判断する。

ア 本号は、他者の個人に関する情報であって、開示することにより当該他者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるときは、当該他者の正当な権利利益を保護するため、非開示とすることを定めたものである。

イ 送付先情報について

(ア) 送付先情報は、関係者として調査の対象となった者の氏名が記載されている訳ではないことから、特定の個人が識別されるものではない。

(イ) また、異議申立人宛ての審議結果通知においても、送付先情報と同様の記載があること、さらに、ガイドライン第 7 (9)の規定に基づき、最終結果を当事者に通知することとされていることから、申立ての相手方に通知することは、通常、想定されるところである。

(ウ) したがって、送付先情報は、条例第20条第 1項第 3号に該当しないと認められる。

ウ 本件契印について

(ア) 実施機関は、本件契印の数を開示することによって、相手方宛て審議結果通知の送付数が判明し、関係者が推定されるため、条例第20条第 1項第 3号に該当すると主張している。

(イ) しかし、本件契印の数によって、文書の送付先としての申立ての相手方が推定されるとしても、本件契印自体は、特定の個人を識別し得るものではなく、個人情報性が認められるのではない。

(ウ) したがって、本件契印は、条例第20条第 1項第 3号に該当しないと認められる。

エ 相手方宛て審議結果通知について

(ア) 相手方宛て審議結果通知については、申立ての相手方に対して通知した文書の案であり、申立ての相手方の氏名のほか、本件ハラスメント相談に関し、申立ての相手方に対しての実施機関の対応が記載されている。

(イ) したがって、相手方宛て審議結果通知は、特定の個人を識別するこ

とができるものであり、また、これを開示すると、申立ての相手方に対してのみ通知されるべき内容が明らかとなることから、当該相手方の権利利益を害すると認められる。

(ウ) 以上から、相手方宛て審議結果通知は、条例第20条第 1項第 3号に該当すると認められる。

なお、実施機関は、相手方宛て審議結果通知が、同項第 6号及び第 7号にも該当すると主張しているが、これらについて重ねて判断する必要はない。

(3) 条例第20条第 1項第 6号該当性について

実施機関は、本件行政文書が条例第20条第 1項第 6号に該当すると主張しているが、上記 (1)及び (2)で述べたとおり、関係者情報及び相手方宛て審議結果通知については非開示とすべきと判断したので、本件行政文書のうち関係者情報及び相手方宛て審議結果通知を除く部分が、同項第 6号に該当するか否かを判断する。

また、実施機関は、上記 5 (2)で、本件開示請求の対象となる保有個人情報に該当すると判断した第 3回会議次第についても同号に該当すると主張しているので、併せて検討する。

ア 本号は、審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らして、情報を開示することによる利益と比較衡量し、なお意思決定等に不当な支障が生ずる場合は、当該情報を非開示とすることを定めたものである。

イ 本件行政文書のうち関係者情報及び相手方宛て審議結果通知を除く部分は、本件ハラスメント相談に係る調査及び審議における一連の文書であることから、実施機関内部における審議に関する情報であると認められるが、本件ハラスメント相談の審議結果については、平成〇年〇月〇日付けで異議申立人宛てに通知しており、異議申立人が本件開示請求を行った同年 6月10日時点では、審議は終了している。

したがって、本件行政文書のうち関係者情報及び相手方宛て審議結果通知を除く部分を開示しても、本件ハラスメント相談における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれはないと認められる。

ウ また、本件ハラスメント相談においては、審議結果を前提として、その後段階的に別途の審議が予定されている訳ではないことから、本件ハラスメント相談に係る審議資料を開示することによって、将来におけ

る意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとも認められない。

エ さらに、ハラスメント事案は事案ごとの個別性が大きいことから、本件ハラスメント相談に係る審議資料を開示することによって、今後の同種のハラスメント事案の審議において、委員が委縮し、発言が差し控えられるなど、率直な意見交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれはないと認められる。

オ 以上から、本件行政文書のうち関係者情報及び相手方宛て審議結果通知を除く部分は、条例第20条第 1項第 6号に該当しないと認められる。

(4) 条例第20条第 1項第 7号該当性について

実施機関は、本件行政文書が条例第20条第 1項第 7号に該当すると主張しているが、上記 (1)及び (2)で述べたとおり、関係者情報及び相手方宛て審議結果通知については非開示とすべきと判断したので、本件行政文書のうち関係者情報及び相手方宛て審議結果通知を除く部分が、条例第20条第 1項第 7号に該当するか否かを判断する。

また、実施機関は、上記 5 (2)で、本件開示請求の対象となる保有個人情報に該当すると判断した第 3回会議次第についても同号に該当すると主張しているので、併せて検討する。

ア 本号は、本市の機関又は国等が行う事務の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、開示をすることにより、当該事務の性質上、当該事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報について、非開示とすることを定めたものである。

イ 本件行政文書のうち関係者情報及び相手方宛て審議結果通知を除く部分は、本件ハラスメント相談に係る調査及び審議における一連の文書であることから、実施機関の行う事務に関する情報であると認められる。

ウ 実施機関は、当該情報を開示すると、今後のハラスメント防止・対策活動に支障を及ぼすおそれがあると主張するので、この点について判断する。

エ ハラスメントの申立てがなされると、実施機関は、ハラスメント審査会を開催し、必要がある場合は、調査委員会を設置し、それに調査及び審議をさせている。その調査及び審議においては、関係者等のプライバ

シーにも配慮しながら、密行性の高いハラスメント行為に関する事実を正確に把握するとともに、その事実に基づいて、公正な判断を行う必要がある。

オ したがって、法的な強制権限を持たない調査委員会が充実した調査及び審議を行うには、関係者等の任意の協力が不可欠であり、開示することによって、関係者等が委縮し、関係者等の協力が得られなくなる場合は、事務に支障が生ずるおそれがあると考ええる。

カ このような観点から、以下で検討するが、会議の資料に重複が多いことから、個別の資料ごとに判断する。

(ア) 会議の次第等について

a 審査会資料①、第 1回調査委員会資料、第 2回調査委員会資料、第 3回調査委員会資料、第 4回調査委員会資料及び審査会資料②には、会議次第が含まれている。

また、審査会資料①には、平成〇年度ハラスメント審査会会議という表題の文書が存在するが、これは、ハラスメント審査会委員の名簿と配席図である。

b これらの会議次第は、会議の審議項目を記したものであり、詳細な内容が記されている訳ではないことから、これらを開示したとしても、調査・審議に支障が生ずるとは認められない。

また、ハラスメント審査会委員は、公立大学法人名古屋市立大学ハラスメントの防止対策に関する規程（以下「対策規程」という。）第 6条の規定により、役職による充て職とされていることから、ハラスメント審査会委員の名簿を開示しても、調査及び審議に支障が生ずるとは認められない。

c したがって、これらの会議次第等は、条例第20条第 1項第 7号に該当しないと認められる。

(イ) 異議申立人が提出した文書等について

a 審査会資料①、第 1回調査委員会資料、第 2回調査委員会資料、第 4回調査委員会資料、第 5回調査委員会資料、第 6回調査委員会資料及び審査会資料②には、以下の文書（以下これらを「異議申立人関係文書」という。）が含まれている。

審査会資料①	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント申立事例の概要について ・ハラスメント申立事例の内容 ・ハラスメント相談受付票 ・平成〇年〇月〇日の事情聴取記録
第 1回調査委員会資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント申立事例の概要について ・ハラスメント申立事例の内容 ・ハラスメント相談受付票 ・平成〇年〇月〇日の事情聴取記録 ・申立事例に係る関係者一覧
第 2回調査委員会資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント申立事例の事実関係等について ・ハラスメント申立事例の内容
第 4回調査委員会資料	<ul style="list-style-type: none"> ・〇月〇日の電話対応の記録 ・ハラスメント申立に関する追加事項について ・ハラスメント申立に関する事実関係の調査について（依頼） ・ハラスメント申立事例の事実関係等について
第 5回調査委員会資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント申立事例の事実関係等について ・平成〇年〇月〇日の事情聴取記録 ・ハラスメント申立に関する追加事項について ・平成〇年〇月〇日の〇〇〇〇事情聴取記録
第 6回調査委員会資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント申立事例の事実関係等について ・平成〇年〇月〇日の事情聴取記録 ・ハラスメント申立に関する追加事項について ・平成〇年〇月〇日の〇〇〇〇事情聴取記録
審査会資料②	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント申立事例の事実関係等について ・平成〇年〇月〇日の事情聴取記録 ・ハラスメント申立に関する追加事項について ・平成〇年〇月〇日の〇〇〇〇事情聴取記録

b 異議申立人関係文書のうち、異議申立人が実施機関に提出した文書並びにそれに基づいて実施機関が作成した文書、異議申立人に対する事情聴取の記録及び異議申立人に送付した文書は、調査及び審議の過程で取得又は作成したものであり、これらを開示したとしても、調査及び審議に支障が生ずるとは認められない。

また、異議申立人の親族が行った相談や電話でのやりとりを記録した文書は、ハラスメントについての相談や電話で話し合いを行った

時点までのハラスメント事案の進捗についての照会とそれに対する対応であり、その内容は異議申立人に伝えられていると考えられることから、これらを開示したとしても、調査及び審議に支障が生ずるとは認められない。

c したがって、異議申立人関係文書は、条例第20条第 1項第 7号に該当しないと認められる。

(ウ) 調査委員会設置関係文書について

a 審査会資料①、第 1回調査委員会資料、第 5回調査委員会資料、第 6回調査委員会資料及び審査会資料②には、以下の文書が含まれている。

審査会資料①	<ul style="list-style-type: none"> ・調査委員会の設置について（案） ・調査委員会の役割について
第 1回調査委員会資料	<ul style="list-style-type: none"> ・調査委員会の設置について ・ハラスメント審査会 調査委員会委員名簿 ・調査委員等の進め方について
第 5回調査委員会資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント防止対策委員会 調査委員会委員名簿
第 6回調査委員会資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント防止対策委員会 調査委員会委員名簿
審査会資料②	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント防止対策委員会 調査委員会委員名簿

b ハラスメント審査会は、対策規程第10条に基づいて、調査委員会を設置している。「調査委員会の設置について（案）」及び「調査委員会の設置について」は、ハラスメント審査会において、調査委員会を設置する際の資料であり、事案ごとに指名される調査委員会委員の名簿である。

調査委員会委員は、副理事長によって指名されるが、事案ごとに指名されるものであり、また、調査の一環として、調査委員会委員がハラスメントの申立人に事情聴取を行うことが想定され、本件ハラスメント相談においても、異議申立人に事情聴取を行っていることから、名簿を開示したとして、調査及び審議に支障が生ずるおそれはないと認められる。

- c 「調査委員会の役割について」及び「調査委員等の進め方について」は、調査の手順が記載されているが、これは、通常想定される手続の流れを記載したものであり、調査手法としてノウハウが記載されている訳ではないことから、これを開示しても、今後同種の調査に支障が生ずるおそれはないと認められる。
- d 「ハラスメント審査会 調査委員会委員名簿」及び「ハラスメント防止対策委員会 調査委員会委員名簿」は、調査委員会委員及び事務局職員の区分、所属・補職、氏名、連絡先等が記載されている。
調査委員会委員の区分、所属・補職、氏名については、上記 b で述べたとおり、これを開示しても、調査及び審議に支障が生ずるおそれはないと認められる。
また、幹事・事務局職員の区分、所属・補職、氏名についても、当該職員は、事務分掌上、ハラスメントに関する相談等を統括する総務課の所属であり、事務局職員は通知文書に担当者名が記載されていることから、これを開示しても、調査及び審議に支障が生ずるおそれはないと認められる。
- e なお、「ハラスメント審査会 調査委員会委員名簿」及び「ハラスメント防止対策委員会 調査委員会委員名簿」の名簿には、調査委員会委員及び事務局職員の連絡先として、教職員の電話番号及びメールアドレスが記載されている。
(a) 教員である調査委員会委員の電話番号については、実施機関が発行する刊行物である名古屋市立大学研究者プロフィールに登載され、公表されていることから、これを開示しても、調査及び審議を含め、当該教員の業務に支障が生ずるおそれはないと認められる。
また、事務局職員である調査委員会委員・幹事及び事務局職員の電話番号は、職又は組織の電話番号であることから、これを開示しても、調査及び審議を含め、当該職員の業務に支障が生ずるおそれはないと認められる。
(b) メールアドレスは、職務遂行のために個々の教職員に付与されていることから、これを開示すると、特定の教職員宛てに連続又は集中して電子メールを送信されるなど、当該職員の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められる。しかし、教員である調査委

員会委員のメールアドレスについては、実施機関が発行する刊行物である名古屋市立大学研究者プロフィールに登載され、公表されており、また、ハラスメント審査会調査委員会委員長が異議申立人に送付した、平成〇年〇月〇日付けの「ハラスメント申立に関する事実関係の調査について（依頼）」において、連絡先として記載されている事務局職員のメールアドレスについては、異議申立人に通知されていることから、これらについては、非開示とする理由はないと認められる。

これに対し、上記以外の事務局職員である調査委員会委員・幹事及び事務局職員のメールアドレスについては公表されていないことから、先に述べたとおり、当該職員の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められるが、メールアドレスのドメイン名の部分は、所属ごとに共通であることから、これを開示しても、当該職員の業務に支障が生ずるおそれはないと認められる。

f 以上から、調査委員会設置関係文書について、事務局職員である調査委員会委員・幹事及び事務局職員のメールアドレス（「ハラスメント申立に関する事実関係の調査について（依頼）」に記載されている職員のメールアドレスを除く。）のユーザー名の部分を除き、条例第20条第1項第7号に該当しないと認められることから、開示すべきである。

(エ) 事実関係の調査依頼文書について

a 第1回調査委員会資料には、「ハラスメントの申立に関する事実関係の調査について（依頼）」が含まれており、これは関係者及び実施機関の職員宛てに協力等を求める依頼文書の案である。

b 当該文書には、本件ハラスメント相談に係る調査及び審議の具体的な内容が記されている訳ではないことから、これを開示したとしても、調査及び審議に支障が生ずるとは認められない。

c したがって、「ハラスメントの申立に関する事実関係の調査について（依頼）」は、条例第20条第1項第7号に該当しないと認められる。

(オ) 第1回調査委員会の議事録について

後の実施機関における取組みについての要望であり、これを開示しても、今後の同種の調査及び審議に支障が生ずるおそれがあるとは認められない。

d したがって、調査結果報告書は、条例第20条第 1項第 7号に該当しないと認められる。

(キ) 調査委員会の調査結果報告に対する意見について

a 審査会資料②及び審議結果通知決裁には、「調査委員会の調査結果報告に対する意見について（報告）」（以下「結果報告に対する意見」という。）が含まれている。

b 結果報告に対する意見は、ハラスメント対策委員が調査委員会の調査結果報告における手続の適切性、妥当性等について意見を述べたものであり、その内容は、本件ハラスメント相談の調査及び審議についての評価であることから、これを開示しても、今後の同種の調査に支障が生ずるおそれがあるとは認められない。

c したがって、結果報告に対する意見は、条例第20条第 1項第 7号に該当しないと認められる。

(ク) 審議結果通知決裁のうち、決裁用紙及び異議申立人宛て審議結果通知について

a 審議結果通知決裁のうち、上記 (2)において条例第20条第 1項第 3号に該当すると判断した相手方宛て審議結果通知を除く部分は、決裁用紙及び異議申立人宛て審議結果通知である。

b 実施機関は、決裁用紙における送付先情報及び本件契印の数を開示することによって、実施機関が誰を申立ての相手方として認識し、調査及び審議を行ったかということが一定程度推測されると主張している。しかし、申立ての相手方については、異議申立人が本件ハラスメント相談において指定していることから、これを開示することによって、今後の同種の調査に支障が生ずるおそれがあるとは認められない。

c また、決裁用紙における起案日、起案担当課、起案した職員の氏

名及び印影、標題、伺い文、決裁者の印影、ハラスメント審査会の開催に係る情報並びに異議申立人宛て審議結果通知の案については、本件ハラスメント相談に係る審議結果通知の起案文書であり、これを開示することによって、今後の同種の調査に支障が生ずるおそれがあるとは認められない。

d したがって、審議結果通知決裁のうち、決裁用紙及び異議申立人宛て審議結果通知は、条例第20条第 1項第 7号に該当しないと認められる。

7 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成23年 8月17日	諮問書の受理
8月22日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
9月22日	実施機関の弁明意見書を受理
9月28日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
10月17日	異議申立人の反論意見書を受理
11月 9日 (第160回審議会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
12月12日	実施機関の追加の弁明意見書を受理
12月21日 (第161回審議会)	調査審議
12月22日	異議申立人に追加の弁明意見書の写しを送付 併せて、追加の弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知
平成24年 1月17日	異議申立人の反論意見書を受理
3月21日 (第164回審議会)	調査審議

4月23日 (第165回審議会)	調査審議 異議申立人の意見陳述
5月16日 (第166回審議会)	調査審議
6月20日 (第167回審議会)	調査審議
7月19日	答申

別表

対 象 文 書		非開示とすべき部分	
第 1 回調査 委員会資料	ハラスメント 審査会 調査 委員会委員名 簿	「ハラスメント審 査会 調査委員会 委員名簿」の表中 「連絡先/メール アドレス」欄の 4 段目	メールアドレスのユーザー名 の部分
		「ハラスメント審 査会 幹事・事務 局」の表中「連絡 先/メールアドレス」欄の 3 段目	メールアドレスのユーザー名 の部分
第 1 回調査委員会の議事録		左の議事録すべて	
第 5 回調査 委員会資料	表紙のない調 査結果報告書 (案)	3 ページ目	20行目から28行目まで
		4 ページ目	1 行目から15行目まで 16行目 1 字目から 4 字目まで 18行目 6 字目及び 7 字目 19行目 1 字目から 4 字目まで 22行目 1 字目から 4 字目まで
		5 ページ目	5 行目から 8 行目まで 10行目から12行目まで 25行目から28行目まで
		6 ページ目	1 行目から29行目まで
		7 ページ目	1 行目から 8 行目まで 14行目から22行目まで 27行目から29行目まで
		8 ページ目	1 行目から24行目まで 30行目から32行目まで
		9 ページ目	1 行目から 7 行目まで 17行目から31行目まで
		10ページ目	1 行目から29行目まで
		11ページ目	3 行目から10行目まで 14行目から30行目まで

		12ページ目	1行目から11行目まで 21行目15字目から22行目まで 23行目12字目から24字目まで 23行目33字目から25行目まで 26行目14字目から32行目まで
		13ページ目	1行目14字目から3行目まで 8行目から15行目まで
	(別表)		「申立人・〇〇〇〇」の欄の右側の部分
		標題	25字目から49字目まで
		「平成〇年〇月～〇月」の項「状況・内容」の欄	1行目10字目から2行目4字目まで
	ハラスメント防止対策委員会調査委員会調査委員会委員名簿	「ハラスメント審査会調査委員会委員名簿」の表中「連絡先/メールアドレス」欄の4段目	メールアドレスのユーザー名の部分
		「ハラスメント審査会幹事・事務局」の表中「連絡先/メールアドレス」欄の3段目	メールアドレスのユーザー名の部分
		異議申立人以外の事情聴取記録	左の事情聴取記録すべて
		平成〇年〇月〇日の〇〇〇〇事情聴取記録	1行目
	第6回調査委員会資料	調査結果報告書(案)	3ページ目
4ページ目			1行目から15行目 16行目1字目から4字目まで 18行目6字目及び7字目 19行目1字目から4字目まで 22行目1字目から4字目まで

		5 ページ目	5 行目から 8 行目まで 10行目から12行目まで 25行目から28行目まで
		6 ページ目	1 行目から29行目まで
		7 ページ目	1 行目から 8 行目まで 14行目から22行目まで 27行目から29行目まで
		8 ページ目	1 行目から24行目まで 30行目から32行目まで
		9 ページ目	1 行目から 7 行目まで 17行目から31行目まで
		10ページ目	1 行目から29行目まで
		11ページ目	3 行目から10行目まで 14行目から30行目まで
		12ページ目	1 行目から11行目まで 21行目15字目から22行目まで 23行目12字目から24字目まで 23行目33字目から25行目まで 26行目14字目から32行目まで
		13ページ目	1 行目14字目から 3 行目まで 8 行目から15行目まで
	関係資料 目次	「資料」の欄	資料 1 から資料 4 を除く部分
		「別表」の欄	1 行目23字目から 2 行目14字目まで
	ハラスメント防止対策委員会 調査委員会 調査委員会委員名簿	「ハラスメント審査会 調査委員会委員名簿」の表中「連絡先/メールアドレス」欄の 4 段目	メールアドレスのユーザー名の部分
		「ハラスメント審査会 幹事・事務局」の表中「連絡先/メールアドレス」欄の 3 段目	メールアドレスのユーザー名の部分

	異議申立人以外の事情聴取記録	左の事情聴取記録すべて	
	平成○年○月○日の○○○○事情聴取記録	1行目	
	別表		「申立人・○○○○」の欄の右側の部分
		標題	21字目から45字目まで
	「平成○年○月～○月」の項「経緯(状況・内容)」の欄	1行目10字目から2行目4字目まで	
ハラスメント審査会（平成○年○月○日開催）の資料	調査結果報告書	3 ページ目	21行目から29行目まで
		4 ページ目	1行目から15行目まで 16行目1字目から4字目まで 18行目6字目及び7字目 19行目1字目から4字目まで 22行目1字目から4字目まで
		5 ページ目	5行目から8行目まで 10行目から12行目まで 25行目から28行目まで
		6 ページ目	1行目から29行目まで
		7 ページ目	1行目から8行目まで 14行目から22行目まで 27行目から29行目まで
		8 ページ目	1行目から24行目まで 30行目から32行目まで
		9 ページ目	1行目から7行目まで 17行目から31行目まで
		10 ページ目	1行目から29行目まで
		11 ページ目	3行目から10行目まで 14行目から30行目まで
		12 ページ目	1行目から11行目まで 21行目15字目から22行目まで 23行目12字目から24字目まで 23行目33字目から25行目まで 26行目14字目から32行目まで

		13ページ目	1行目14字目から3行目まで 8行目から15行目まで
	関係資料目次	「資料」の欄	資料1から資料4を除く部分
		「別表」の欄	1行目23字目から2行目14字目まで
	異議申立人以外の事情聴取記録		左の事情聴取記録すべて
	平成○年○月○日の○○○○事情聴取記録		1行目
	別表		「申立人・○○○○」の欄の右側の部分
		標題	21字目から45字目まで
	「平成○年○月～○月」の項「経緯(状況・内容)」の欄	1行目10字目から2行目4字目まで	
ハラスメントの申立てに対する審議結果等について(通知)	申立ての相手方に対する通知文書		左の通知文書すべて
	調査結果報告書	3ページ目	21行目から29行目まで
		4ページ目	1行目から15行目まで 16行目1字目から4字目まで 18行目6字目及び7字目 19行目1字目から4字目まで 22行目1字目から4字目まで
		5ページ目	5行目から8行目まで 10行目から12行目まで 25行目から28行目まで
		6ページ目	1行目から29行目まで
		7ページ目	1行目から8行目まで 14行目から22行目まで 27行目から29行目まで
		8ページ目	1行目から24行目まで 30行目から32行目まで
		9ページ目	1行目から7行目まで 同17行目から31行目まで
		10ページ目	1行目から29行目まで

	11ページ目	3行目から10行目まで 14行目から30行目まで	
	12ページ目	1行目から11行目まで 21行目15字目から22行目まで 23行目12字目から24字目まで 23行目33字目から25行目まで 26行目14字目から32行目まで	
	13ページ目	1行目14字目から3行目まで 8行目から15行目まで	
関係資料目次	「資料」の欄	資料1から資料4を除く部分	
	「別表」の欄	1行目23字目から2行目14字目まで	
異議申立人以外の事情聴取記録		左の事情聴取記録すべて	
平成○年○月○日の○○○○事情聴取記録		1行目	
別表		「申立人・○○○○」の欄の右側の部分	
		標題	21字目から45字目まで
		「平成○年○月～○月」の項「経緯(状況・内容)」の欄	1行目10字目から2行目4字目まで